

掛川市規則第24号

掛川市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成29年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報の項の次に次のように加える。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定による障害児福祉手当若しくは同法第26条の2の規定による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報
---	--

別表第2の2の表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報の項を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の規定による自立支援給付の支給又は同法第77条若しくは第78条の地域生活支援事業の実施に関する情報
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。